

I P通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新																								
<p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 (略)</p> <p>第2表 工事に関する費用</p> <p> 第1 (略)</p> <p> 第2 工事費</p> <p> 1 適用</p>	<p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 (略)</p> <p>第2表 工事に関する費用</p> <p> 第1 (略)</p> <p> 第2 工事費</p> <p> 1 適用</p>																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 工事費の算定</td> <td>工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費、工事の着手等に関する工事費及び契約申込の承諾の日等に行う工事費を合計して算定します。</td> </tr> <tr> <td>(2) 基本工事費の適用</td> <td> <p>ア 基本工事費について、回線終端装置工事、配線工事（配線経路構築工事及び配線保護工事は含みません。）、機器工事及び工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ 削除</p> <p>ウ (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(3) 交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費及び配</td> <td> <p>ア 交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) ~ (略) (キ)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費、工事の着手等に関する工事費及び契約申込の承諾の日等に行う工事費を合計して算定します。	(2) 基本工事費の適用	<p>ア 基本工事費について、回線終端装置工事、配線工事（配線経路構築工事及び配線保護工事は含みません。）、機器工事及び工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ 削除</p> <p>ウ (略)</p>	(3) 交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費及び配	<p>ア 交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) ~ (略) (キ)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	(ア) ~ (略) (キ)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 工事費の算定</td> <td>工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費、工事の着手等に関する工事費、契約申込の承諾の日等に行う工事費及び引込線等撤去工事費を合計して算定します。</td> </tr> <tr> <td>(2) 基本工事費の適用</td> <td> <p>ア 基本工事費について、回線終端装置工事、配線工事（配線経路構築工事及び配線保護工事は含みません。）、機器工事、工事の着手等に関する工事（工事の結果の報告に係るものに限ります。）及び引込線等撤去工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ 削除</p> <p>ウ (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(3) 交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費、配線</td> <td> <p>ア 交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費及び引込線等撤去工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) ~ (略) (キ)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費、工事の着手等に関する工事費、契約申込の承諾の日等に行う工事費及び引込線等撤去工事費を合計して算定します。	(2) 基本工事費の適用	<p>ア 基本工事費について、回線終端装置工事、配線工事（配線経路構築工事及び配線保護工事は含みません。）、機器工事、工事の着手等に関する工事（工事の結果の報告に係るものに限ります。）及び引込線等撤去工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ 削除</p> <p>ウ (略)</p>	(3) 交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費、配線	<p>ア 交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費及び引込線等撤去工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) ~ (略) (キ)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	(ア) ~ (略) (キ)	(略)
区 分	内 容																								
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費、工事の着手等に関する工事費及び契約申込の承諾の日等に行う工事費を合計して算定します。																								
(2) 基本工事費の適用	<p>ア 基本工事費について、回線終端装置工事、配線工事（配線経路構築工事及び配線保護工事は含みません。）、機器工事及び工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ 削除</p> <p>ウ (略)</p>																								
(3) 交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費及び配	<p>ア 交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) ~ (略) (キ)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	(ア) ~ (略) (キ)	(略)																				
区 分	交換機等工事費等の適用																								
(ア) ~ (略) (キ)	(略)																								
区 分	内 容																								
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費、工事の着手等に関する工事費、契約申込の承諾の日等に行う工事費及び引込線等撤去工事費を合計して算定します。																								
(2) 基本工事費の適用	<p>ア 基本工事費について、回線終端装置工事、配線工事（配線経路構築工事及び配線保護工事は含みません。）、機器工事、工事の着手等に関する工事（工事の結果の報告に係るものに限ります。）及び引込線等撤去工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ 削除</p> <p>ウ (略)</p>																								
(3) 交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費、配線	<p>ア 交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費及び引込線等撤去工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) ~ (略) (キ)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	(ア) ~ (略) (キ)	(略)																				
区 分	交換機等工事費等の適用																								
(ア) ~ (略) (キ)	(略)																								

新旧対照

旧		新		
線保護工事費の適用	(ク) 時刻指定工事費	メニュー5に係る契約者回線について、IP通信網契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件にそのIP通信網契約者が指定する時刻（当社が別に定める時刻に限り、以下、「指定時刻」といいます。）に当社が工事（回線終端装置工事、機器工事、配線経路構築工事、配線保護工事、工事の着手等に関する工事（配線経路の調査に係るものに限ります。）又はこれらの工事を当社が施工する前に契約者回線の設置場所において行う調査（当社が必要と認める場合に限り、以下この欄において同じとします。）を行う旨の請求があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき（その契約者の責めに帰すべき理由により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）に適用します。ただし、当社の責めに帰すべき理由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません	保護工事費及び引込線等撤去工事費の適用	
	(ケ) (略)	(略)	(ク) 時刻指定工事費	
	(コ) (略)	(略)	メニュー5に係る契約者回線について、IP通信網契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件にそのIP通信網契約者が指定する時刻（当社が別に定める時刻に限り、以下、「指定時刻」といいます。）に当社が工事（回線終端装置工事、機器工事、配線経路構築工事、配線保護工事、工事の着手等に関する工事（配線経路の調査に係るものに限ります。）又はこれらの工事を当社が施工する前に契約者回線の設置場所において行う調査（当社が必要と認める場合に限り、以下この欄において同じとします。）を行う旨の請求があった場合又はIP通信網契約の解除に伴う引込線、回線終端装置及び配線設備多重装置等の撤去を行う場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき（その契約者の責めに帰すべき理由により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）に適用します。ただし、当社の責めに帰すべき理由によりその工事が完了しなかった場合、移転を伴うIP通信網契約の解除があった場合及び当社が別に定める理由による場合は、この限りではありません。	
			(ケ) (略)	(略)
			(コ) (略)	(略)
			(サ) 引込線等撤去工事費	IP通信網契約者からの請求により、メニュー5に係るIP通信網契約の解除（移転に伴うもの及び当社が別に定めるものを除きます。）に伴う引込線、回線終端装置及び配線設備多重装置等の撤去の工事（以下「引込線等撤去工事」といいます。）を要する場合に適用します。

新旧対照

旧		新	
	イ 1の者からの請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。		イ 1の者からの請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。
(4) (略)	(略)	(4) (略)	(略)
(5) (略)	(略)	(5) (略)	(略)
(6) 割増工事費の適用	<p>ア 次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費（時刻指定工事費及びウに規定する加算額を除きます。）は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。</p> <p>(ア) ～ (略)</p> <p>(エ)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 当社は、メニュー5に係るIP通信網契約者からその契約者回線の設置若しくは移転又は品目若しくは細目の変更に関する工事（その契約者回線の工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が3,000円(税込価格 3,300円)であるものを除きます。）又は工事の着手等に関する工事（配線経路の調査に係るものに限ります。）を土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に行つてほしい旨の申出があった場合であつて、当社がその申出を承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに3,000円（税込価格 3,300円）を加算して適用します。</p>	<p>(6) 割増工事費の適用</p> <p>ア 次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費（時刻指定工事費及びウに規定する加算額を除きます。）は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。</p> <p>(ア) ～ (略)</p> <p>(エ)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 当社は、メニュー5に係るIP通信網契約者からその契約者回線の設置若しくは移転又は品目若しくは細目の変更に関する工事（その契約者回線の工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が3,000円(税込価格 3,300円)であるものを除きます。）<u>工事の着手等に関する工事（配線経路の調査に係るものに限ります。）又は引込線等撤去工事を</u>、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に行つてほしい旨の申出があった場合であつて、当社がその申出を承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに3,000円（税込価格 3,300円）を加算して適用します。</p>	
(6)の2 (略)	(略)	(6)の2 (略)	(略)
(6)の3 契約申込の承諾の日等に行う工事費の適用	<p>ア メニュー5（メニュー5-1における1Gb/sのプラン2及び当社が別に定めるものを除きます。）に係る契約者回線について、IP通信網契約者から契約申込又は工事を要する請求にあつて、その承諾を受ける日又はその翌日に工事（交換機等工事のみの場合の工事、時刻指定工事費を適用する場合の工事又は(6)欄のアに規定する場合の工事を除きます。）を行つてほしい旨の申出があった場合であつて、その申出を当社が承諾したときは、その工事に関する工事</p>	<p>(6)の3 契約申込の承諾の日等に行う工事費の適用</p> <p>ア メニュー5（メニュー5-1における1Gb/sのプラン2及び当社が別に定めるものを除きます。）に係る契約者回線について、IP通信網契約者から契約申込又は工事を要する請求にあつて、その承諾を受ける日又はその翌日に工事（交換機等工事のみの場合の工事、時刻指定工事費を適用する場合の工事、<u>引込線等撤去工事</u>又は(6)欄のアに規定する場合の工事を除きます。）を行つてほしい旨の申出があった場合であつて、その申出を当社が承諾したとき</p>	

新旧対照

旧		新	
	費の合計額に、1の工事ごとに20,000円(税込価格22,000円)を加算して適用します。 イ (略) ウ (略)		は、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに20,000円(税込価格22,000円)を加算して適用します。 イ (略) ウ (略)
(7) ～ (略) (11)	(略)	(7) ～ (略) (11)	(略)

2 工事費の額

- 2-1
- ～ (略)
- 2-4
- 2-5 メニュー5に関するもの
 - (1) (略)
 - (2) (略)

2 工事費の額

- 2-1
- ～ (略)
- 2-4
- 2-5 メニュー5に関するもの
 - (1) (略)
 - (2) (略)
 - (3) 契約の解除に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 基本工事費		1の工事ごとに 基本額	7,500円 (税込価格 8,250円)
		加算額	3,500円 (税込価格 3,850円)
イ 引込線等 撤去工事費	(ア) メニュー5-1に係るもの	1契約者回 線ごとに	11,500円 (税込価格 12,650円)
	(イ) メニュー5-2に係るもの	1契約者回 線ごとに	5,500円 (税込価格 6,050円)
ウ 時刻指定工事費		1の指定す る時刻ごと に	11,000円 (税込価格 12,100円)

新旧対照

旧	新
	<p>備考 当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>
	<p>附 則（令和8年3月31日企営第15550000914号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>

音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧		新																	
料金表		料金表																	
通則 (略)		通則 (略)																	
第1表 (略)		第1表 (略)																	
第2表 工事に関する費用		第2表 工事に関する費用																	
第1 工事費		第1 工事費																	
1 適用		1 適用																	
区分	内 容	区分	内 容																
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、機器工事費、回線終端装置工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費、工事の着手等に関する工事費及び契約申込の承諾の日等に行う工事費を合計して算定します。	(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、機器工事費、回線終端装置工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費、工事の着手等に関する工事費、 <u>契約申込の承諾の日等に行う工事費及び引込線等撤去工事費</u> を合計して算定します。																
(2) 基本工事費の適用	ア 基本工事費について、機器工事費、回線終端装置工事及び工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限り。）に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ (略)	(2) 基本工事費の適用	ア 基本工事費について、機器工事、回線終端装置工事、 <u>工事の着手等に関する工事（工事の結果の報告に係るものに限り。）及び引込線等撤去工事</u> に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ (略)																
(3) 交換機等工事費、機器工事費、回線終端装置工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費の適用	ア 交換機等工事費、機器工事費、回線終端装置工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費は、次の場合に適用します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(イ) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 時刻指定工事費</td> <td>第1種契約者、第2種契約者又は第4種契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件に契約者が指定する時刻(当社が別に定める時刻に限り。以下、「指定時刻」といいます。)に工事(交換機等工事のみ</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	(ア) (略)	(略)	(イ) (略)	(略)	(ウ) 時刻指定工事費	第1種契約者、第2種契約者又は第4種契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件に契約者が指定する時刻(当社が別に定める時刻に限り。以下、「指定時刻」といいます。)に工事(交換機等工事のみ	(3) 交換機等工事費、機器工事費、回線終端装置工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費及び <u>引込線等撤去工事費</u> の適用	ア 交換機等工事費、機器工事費、回線終端装置工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費及び <u>引込線等撤去工事費</u> は、次の場合に適用します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(イ) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 時刻指定工事費</td> <td>第1種契約者、第2種契約者又は第4種契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件に契約者が指定する時刻(当社が別に定める時刻に限り。以下、「指定時刻」といいます。)に工事(機器工事、回線終</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	(ア) (略)	(略)	(イ) (略)	(略)	(ウ) 時刻指定工事費	第1種契約者、第2種契約者又は第4種契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件に契約者が指定する時刻(当社が別に定める時刻に限り。以下、「指定時刻」といいます。)に工事(機器工事、回線終
区 分	交換機等工事費等の適用																		
(ア) (略)	(略)																		
(イ) (略)	(略)																		
(ウ) 時刻指定工事費	第1種契約者、第2種契約者又は第4種契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件に契約者が指定する時刻(当社が別に定める時刻に限り。以下、「指定時刻」といいます。)に工事(交換機等工事のみ																		
区 分	交換機等工事費等の適用																		
(ア) (略)	(略)																		
(イ) (略)	(略)																		
(ウ) 時刻指定工事費	第1種契約者、第2種契約者又は第4種契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件に契約者が指定する時刻(当社が別に定める時刻に限り。以下、「指定時刻」といいます。)に工事(機器工事、回線終																		

新旧対照

旧		新	
	<p>の場合を除きます。)を行う旨の請求があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき(その契約者の責めに帰すべき理由により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。)に適用します。ただし、当社の責めに帰すべき理由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。</p>		<p>端装置工事、配線経路構築工事又は配線保護工事に限ります。以下この欄において同じとします。)を行う旨の請求があった場合又は契約の解除に伴う引込線、回線終端装置及び配線設備多重装置等の撤去を行う場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき(その契約者の責めに帰すべき理由により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。)に適用します。ただし、当社の責めに帰すべき理由によりその工事が完了しなかった場合、<u>移転を伴う契約の解除があった場合及び当社が別に定める理由による場合は、この限りではありません。</u></p>
	(工) (略) (略)		(工) (略) (略)
	(オ) (略) (略)		(オ) (略) (略)
	(カ) 配線保護工事費 (略)		(カ) 配線保護工事費 (略)
	イ (略)		イ (略)
(4) (略)	(略)	(4) (略)	(略)
(5) (略)	(略)	(5) (略)	(略)
			<p>(キ) 引込線等撤去工事費 第1種契約者からの請求により、第1種契約の解除(移転に伴うもの及び当社が別に定めるものを除きます。)に伴う引込線、回線終端装置及び配線設備多重装置等の撤去の工事(以下「引込線等撤去工事」といいます。)を要する場合に適用します。</p>

新旧対照

旧		新	
(6) 割増工事費の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 当社は、第1種契約者からその契約者回線の設置若しくは品目等の変更に関する工事（その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が4,000円（税込価格 4,400円）であるものを除きます。）又は第4種契約者からその契約者回線の設置に関する工事（その契約者回線の工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が3,000円（税込価格 3,300円）であるものを除きます。）又は工事の着手等に関する工事（配線経路の調査に係るものに限ります。）を土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に行つてほしい旨の申出があつた場合であつて、当社がその申出を承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに3,000円（税込価格3,300円）を加算して適用します。</p>	(6) 割増工事費の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 当社は、第1種契約者からその契約者回線の設置若しくは品目等の変更に関する工事（その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が4,000円（税込価格 4,400円）であるものを除きます。）又は第4種契約者からその契約者回線の設置に関する工事（その契約者回線の工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が3,000円（税込価格 3,300円）であるものを除きます。）<u>、</u>工事の着手等に関する工事（配線経路の調査に係るものに限ります。）<u>又は引込線等撤去工事を、</u>土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に行つてほしい旨の申出があつた場合であつて、当社がその申出を承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに3,000円（税込価格3,300円）を加算して適用します。</p>
(6)の2 (略)	(略)	(6)の2 (略)	(略)
(6)の3 契約申込の承諾の日等に行う工事費の適用	<p>ア 第1種サービス又は第4種サービスに係る契約者回線について、その契約者から契約申込又は工事を要する請求にあつて、その承諾を受ける日又はその翌日に工事（交換機等工事のみの場合の工事、時刻指定工事費を適用する場合の工事又は(6)欄のアに規定する場合の工事を除きます。）を行つてほしい旨の申出があつた場合であつて、その申出を当社が承諾したときは、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに20,000円（税込価格22,000円）を加算して適用します。</p> <p>ただし、当社の責に帰すべき事由によりその工事が完了しなかつた場合は、この限りではありません。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p>	(6)の3 契約申込の承諾の日等に行う工事費の適用	<p>ア 第1種サービス又は第4種サービスに係る契約者回線について、その契約者から契約申込又は工事を要する請求にあつて、その承諾を受ける日又はその翌日に工事（交換機等工事のみの場合の工事、<u>引込線等撤去工事、</u>時刻指定工事費を適用する場合の工事又は(6)欄のアに規定する場合の工事を除きます。）を行つてほしい旨の申出があつた場合であつて、その申出を当社が承諾したときは、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに20,000円（税込価格22,000円）を加算して適用します。</p> <p>ただし、当社の責に帰すべき事由によりその工事が完了しなかつた場合は、この限りではありません。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p>
(7)～(9) (略)	(略)	(7)～(9) (略)	(略)

新旧対照

旧			新																			
<p>2 工事費の額</p> <p>2-1 第1種サービス、第2種サービス若しくは第4種サービスの契約者回線の設置若しくは移転、第2種サービス若しくは第4種サービスの利用の開始若しくは利用回線の変更、品目若しくは細目の変更、付加機能の利用の開始若しくは変更、チャンネル数の増加、契約者回線番号の増加、契約者回線番号非通知の扱いの変更又はその他契約内容の変更に関する工事</p>			<p>2 工事費の額</p> <p>2-1 第1種サービス、第2種サービス若しくは第4種サービスの契約者回線の設置若しくは移転、第2種サービス若しくは第4種サービスの利用の開始若しくは利用回線の変更、品目若しくは細目の変更、付加機能の利用の開始若しくは変更、チャンネル数の増加、契約者回線番号の増加、契約者回線番号非通知の扱いの変更又はその他契約内容の変更に関する工事</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ～ (略) (7)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	単 位	工事費の額	(1) ～ (略) (7)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ～ (略) (7)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	単 位	工事費の額	(1) ～ (略) (7)	(略)	(略)	備考 当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。				
区 分	単 位	工事費の額																				
(1) ～ (略) (7)	(略)	(略)																				
区 分	単 位	工事費の額																				
(1) ～ (略) (7)	(略)	(略)																				
備考 当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。																						
<p>2-2 利用の一時中断に関する工事 (略)</p>			<p>2-2 利用の一時中断に関する工事 (略)</p>																			
			<p>2-3 契約の解除に関する工事</p>																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 基本工事費</td> <td>1の工事ごとに 基本額 加算額</td> <td>7,500円 (税込価格 8,250円) 3,500円 (税込価格 3,850円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 引込線等 撤去工事費</td> <td>アイ以外の第1種サービスに係るもの</td> <td>1契約者回線ごとに 11,500円 (税込価格 12,650円)</td> </tr> <tr> <td>イ 同一の契約者グループを設定して提供する第1種サービスに係るもの</td> <td>1契約者回線ごとに 5,500円 (税込価格 6,050円)</td> </tr> <tr> <td>(3) 時刻指定工事費</td> <td>1の指定する時刻ごとに</td> <td>11,000円 (税込価格 12,100円)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	単 位	工事費の額	(1) 基本工事費	1の工事ごとに 基本額 加算額	7,500円 (税込価格 8,250円) 3,500円 (税込価格 3,850円)	(2) 引込線等 撤去工事費	アイ以外の第1種サービスに係るもの	1契約者回線ごとに 11,500円 (税込価格 12,650円)	イ 同一の契約者グループを設定して提供する第1種サービスに係るもの	1契約者回線ごとに 5,500円 (税込価格 6,050円)	(3) 時刻指定工事費	1の指定する時刻ごとに	11,000円 (税込価格 12,100円)	備考 当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。		
区 分	単 位	工事費の額																				
(1) 基本工事費	1の工事ごとに 基本額 加算額	7,500円 (税込価格 8,250円) 3,500円 (税込価格 3,850円)																				
(2) 引込線等 撤去工事費	アイ以外の第1種サービスに係るもの	1契約者回線ごとに 11,500円 (税込価格 12,650円)																				
	イ 同一の契約者グループを設定して提供する第1種サービスに係るもの	1契約者回線ごとに 5,500円 (税込価格 6,050円)																				
(3) 時刻指定工事費	1の指定する時刻ごとに	11,000円 (税込価格 12,100円)																				
備考 当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。																						

新旧対照

旧	新
	<p>附 則（令和8年3月31日西企営第15550000914号） （実施期日）</p> <ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="1137 248 1711 277">1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。 <p>（経過措置）</p> <ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="1137 312 2024 367">2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新																												
<p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 (略)</p> <p>第2表 工事に関する費用</p> <p>第1 工事費</p> <p>1 適用</p>	<p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 (略)</p> <p>第2表 工事に関する費用</p> <p>第1 工事費</p> <p>1 適用</p>																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 工事費の算定</td> <td>工事費は、基本工事費、施工した工事に係る交換機等工事費及び回線終端装置工事費を合計して算定します。</td> </tr> <tr> <td>(2) 基本工事費の適用</td> <td> <p>ア 回線終端装置工事費の額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(3) 交換機等工事費及び回線終端装置工事費の適用</td> <td> <p>交換機等工事費及び回線終端装置工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ 回線終端装置工事費</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費、施工した工事に係る交換機等工事費及び回線終端装置工事費を合計して算定します。	(2) 基本工事費の適用	<p>ア 回線終端装置工事費の額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ (略)</p>	(3) 交換機等工事費及び回線終端装置工事費の適用	<p>交換機等工事費及び回線終端装置工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ 回線終端装置工事費</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	(略)	イ 回線終端装置工事費	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 工事費の算定</td> <td>工事費は、基本工事費、施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、時刻指定工事費及び引込線等撤去工事費を合計して算定します。</td> </tr> <tr> <td>(2) 基本工事費の適用</td> <td> <p>ア 基本工事費について、回線終端装置工事及び引込線等撤去工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(3) 交換機等工事費、回線終端装置工事費、時刻指定工事費及び引込線等撤去工事費の適用</td> <td> <p>ア 交換機等工事費、回線終端装置工事費及び引込線等撤去工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 交換機等工事費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 回線終端装置工事費</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費、施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、時刻指定工事費及び引込線等撤去工事費を合計して算定します。	(2) 基本工事費の適用	<p>ア 基本工事費について、回線終端装置工事及び引込線等撤去工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ (略)</p>	(3) 交換機等工事費、回線終端装置工事費、時刻指定工事費及び引込線等撤去工事費の適用	<p>ア 交換機等工事費、回線終端装置工事費及び引込線等撤去工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 交換機等工事費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 回線終端装置工事費</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	(ア) 交換機等工事費	(略)	(イ) 回線終端装置工事費	(略)
区 分	内 容																												
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費、施工した工事に係る交換機等工事費及び回線終端装置工事費を合計して算定します。																												
(2) 基本工事費の適用	<p>ア 回線終端装置工事費の額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ (略)</p>																												
(3) 交換機等工事費及び回線終端装置工事費の適用	<p>交換機等工事費及び回線終端装置工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ 回線終端装置工事費</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	(略)	イ 回線終端装置工事費	(略)																						
区 分	交換機等工事費等の適用																												
ア 交換機等工事費	(略)																												
イ 回線終端装置工事費	(略)																												
区 分	内 容																												
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費、施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、時刻指定工事費及び引込線等撤去工事費を合計して算定します。																												
(2) 基本工事費の適用	<p>ア 基本工事費について、回線終端装置工事及び引込線等撤去工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ (略)</p>																												
(3) 交換機等工事費、回線終端装置工事費、時刻指定工事費及び引込線等撤去工事費の適用	<p>ア 交換機等工事費、回線終端装置工事費及び引込線等撤去工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 交換機等工事費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 回線終端装置工事費</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	(ア) 交換機等工事費	(略)	(イ) 回線終端装置工事費	(略)																						
区 分	交換機等工事費等の適用																												
(ア) 交換機等工事費	(略)																												
(イ) 回線終端装置工事費	(略)																												

新旧対照

旧		新	
			<p>(ウ) 時刻指定工事費 光回線電話契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件に光回線電話契約者が指定する時刻（当社が別に定める時刻に限ります。以下、「指定時刻」といいます。）に工事（交換機等工事のみの場合を除きます。）を行う旨の請求があった場合又は光回線電話契約の解除に伴う引込線、回線終端装置及び配線設備多重装置等の撤去を行う場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき（その契約者の責めに帰すべき理由により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）に適用します。 ただし、当社の責めに帰すべき理由によりその工事が完了しなかった場合、移転を伴う契約の解除があった場合及び当社が別に定める理由による場合は、この限りではありません。</p> <p>(エ) 引込線等撤去工事費 光回線電話契約者からの請求により、光回線電話契約の解除（移転に伴うもの及び当社が別に定めるものを除きます。）に伴う引込線及び回線終端装置等の撤去の工事（以下「引込線等撤去工事」といいます。）を要する場合に適用します。</p> <p>イ 1の者からの請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。</p> <p>ウ 当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>
(4) (略)	(略)	(4) (略)	(略)
(5) 割増工事費の適用	次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。	(5) 割増工事費の適用	ア 次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費（時刻指定工事費を除きます。）は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を

新旧対照

旧		新													
	(略)	適用します。 (略)	適用します。 (略)												
		イ 次表に規定する時間帯における指定時刻を指定する請求があった場合の時刻工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。	イ 次表に規定する時間帯における指定時刻を指定する請求があった場合の時刻工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定時刻</th> <th>工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午後9時まで</td> <td>20,000円 (税込価格 22,000円)</td> </tr> <tr> <td>午後10時から翌日の午前8時まで</td> <td>30,000円 (税込価格 33,000円)</td> </tr> </tbody> </table>	指定時刻	工事費の額	午後5時から午後9時まで	20,000円 (税込価格 22,000円)	午後10時から翌日の午前8時まで	30,000円 (税込価格 33,000円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定時刻</th> <th>工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午後9時まで</td> <td>20,000円 (税込価格 22,000円)</td> </tr> <tr> <td>午後10時から翌日の午前8時まで</td> <td>30,000円 (税込価格 33,000円)</td> </tr> </tbody> </table>	指定時刻	工事費の額	午後5時から午後9時まで	20,000円 (税込価格 22,000円)	午後10時から翌日の午前8時まで	30,000円 (税込価格 33,000円)
指定時刻	工事費の額														
午後5時から午後9時まで	20,000円 (税込価格 22,000円)														
午後10時から翌日の午前8時まで	30,000円 (税込価格 33,000円)														
指定時刻	工事費の額														
午後5時から午後9時まで	20,000円 (税込価格 22,000円)														
午後10時から翌日の午前8時まで	30,000円 (税込価格 33,000円)														
(6) 工事費の適用除外	(略)	(6) 工事費の適用除外	(略)												
(7) 工事費の減額適用	(略)	(7) 工事費の減額適用	(略)												

2 工事費の額

2-1 契約者回線の設置若しくは移転、付加機能の利用の開始若しくは変更又はその他契約内容の変更に関する工事

区分	単位	工事費の額
(1) 基本工事費	(略)	(略)
(2) 交換機等工事費	(略)	(略)
(3) 回線終端装置工事費	別に算定する実費	

2 工事費の額

2-1 契約者回線の設置若しくは移転、付加機能の利用の開始若しくは変更又はその他契約内容の変更に関する工事

区分	単位	工事費の額
(1) 基本工事費	(略)	(略)
(2) 交換機等工事費	(略)	(略)
(3) 回線終端装置工事費	別に算定する実費	
(4) 時刻指定工事費	1の指定する時刻ごとに	11,000円 (税込価格 12,100円)

新旧対照

旧	新														
2-2 利用の一時中断等に関する工事 (略)	<p>2-2 利用の一時中断等に関する工事 (略)</p> <p>2-3 契約の解除に関する工事</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 基本工事費</td> <td>1 の工事ごとに 基本額 加算額</td> <td>7,500円 (税込価格 8,250円) 3,500円 (税込価格 3,850円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 引込線等 撤去工事費</td> <td>ア イ以外のもの (戸建て)</td> <td>1 契約者回線 ごとに 11,500円 (税込価格 12,650円)</td> </tr> <tr> <td>イ 当社が指定する同一の構 内又は建物内に終端がある 契約者回線に係る光回線電 話契約者からなるグループ を設定するもの (集合住宅)</td> <td>1 契約者回線 ごとに 5,500円 (税込価格 6,050円)</td> </tr> <tr> <td>(3) 時刻指定工事費</td> <td>1 の指定する 時刻ごとに</td> <td>11,000円 (税込価格 12,100円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	工事費の額	(1) 基本工事費	1 の工事ごとに 基本額 加算額	7,500円 (税込価格 8,250円) 3,500円 (税込価格 3,850円)	(2) 引込線等 撤去工事費	ア イ以外のもの (戸建て)	1 契約者回線 ごとに 11,500円 (税込価格 12,650円)	イ 当社が指定する同一の構 内又は建物内に終端がある 契約者回線に係る光回線電 話契約者からなるグループ を設定するもの (集合住宅)	1 契約者回線 ごとに 5,500円 (税込価格 6,050円)	(3) 時刻指定工事費	1 の指定する 時刻ごとに	11,000円 (税込価格 12,100円)
区 分	単 位	工事費の額													
(1) 基本工事費	1 の工事ごとに 基本額 加算額	7,500円 (税込価格 8,250円) 3,500円 (税込価格 3,850円)													
(2) 引込線等 撤去工事費	ア イ以外のもの (戸建て)	1 契約者回線 ごとに 11,500円 (税込価格 12,650円)													
	イ 当社が指定する同一の構 内又は建物内に終端がある 契約者回線に係る光回線電 話契約者からなるグループ を設定するもの (集合住宅)	1 契約者回線 ごとに 5,500円 (税込価格 6,050円)													
(3) 時刻指定工事費	1 の指定する 時刻ごとに	11,000円 (税込価格 12,100円)													
	<p>附 則 (令和8年3月31日企管第155500000914号)</p> <p>(実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>														